

| 議会のあり方調査特別委員会・企画調整部会記録 |   |
|------------------------|---|
| 開会年月日                  | 平成29年8月29日  |
| 開会時刻                   | 午前8時59分   |
| 閉会時刻                   | 午前9時35分   |
| 出席委員名                  | ◎西山則夫 ○品川幸久 鈴木豊司 福井輝夫<br>宿典泰 吉岡勝裕   |
|                        |   |
|                        |   |
|                        | 浜口和久（議長）  |
| 欠席委員名                  | 野崎隆太 上田修一   |
| 署名者                    | 西山則夫  |
| 担当書記                   | 杉原正基  |
| 審査案件                   | 1 条例等検討分科会からの報告<br>(1) これまでの協議の経過について（報告）<br>(2) 決算審査について<br>(3) 伊勢市議会基本条例（案）及びパブリックコメントの実施結果について<br>(4) 伊勢市議会議員政治倫理条例骨子（案）及び伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則（案）について |
|                        | 2 広聴検討分科会からの報告<br>(1) これまでの協議の経過について（報告）  |
|                        | 3 広報検討分科会からの報告<br>(1) これまでの協議の経過について（報告）  |
|                        |   |
|                        |   |
|                        |   |
|                        |   |
|                        |   |
| 説明者                    | 議会事務局長、次長、議事係長、調査係長、<br>議事係書記、調査係書記   |
|                        |   |
|                        |   |

## 会議の概要

西山委員長開会を宣言、直ちに会議に入り、最初に「条例等検討分科会からの報告について」を議題とし、1つ目として「これまでの協議の経過について（報告）」を鈴木会長から報告の後、意見もなく、報告のとおり全体会で報告することを決定した。

次に、2つ目として「決算審査について」を議題とし、鈴木会長から説明の後、発言もなく、平成29年9月議会の審査については、昨年と同様に資料1「伊勢市議会決算特別委員会運営要綱」に基づいて決算特別委員会を設置し、各常任委員会単位で分科会を設けることを決定した。なお、以前の13名体制の審査と分科会方式の審査との検証も必要であるとの意見があり、予算及び決算の審査の方法については、議会全体で運営のあり方も含め、今後議論する必要があることが確認された。

次に、3つ目として「伊勢市議会基本条例（案）及びパブリックコメントの実施結果について」を議題とし、資料2-1「伊勢市議会基本条例（案）におけるパブリックコメントの結果概要について」及び資料2-2「伊勢市議会基本条例（案）」により鈴木会長から説明の後、発言もなく、議会基本条例（案）については、説明のとおりパブリックコメントの実施結果を踏まえて3箇所の修正等を行うこととし、全体会で協議することを決定した。

次に、4つ目として「伊勢市議会議員政治倫理条例骨子（案）及び伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則（案）について」を議題とし、資料3-1「伊勢市議会議員政治倫理条例（案）」及び資料3-2「伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則（案）」により鈴木会長から説明の後、発言もなく、条例（案）及び施行規則（案）については説明のとおりとし、全体会で協議することを決定した。

次に、「広聴検討分科会からの報告について」を議題とし、「これまでの協議の経過について（報告）」を宿会長から報告の後、意見もなく、報告のとおり全体会で報告することを決定した。

次に、「広報検討分科会からの報告について」を議題とし、「これまでの協議の経過について（報告）」を吉岡副会長から報告の後、意見もなく、報告のとおり全体会で報告することを決定した。

この後、委員会を閉会した。

（傍聴した議員 世古議員）

## 【報告又は説明の内容】

### 1 条例等検討分科会からの報告

#### (1) これまでの協議の経過について（報告）

- ・ 条例等検討分科会のこれまでの協議の経過については、6月に中間報告を行ったが、その後の経過について報告する。
- ・ 7月14日から8月14日にかけて伊勢市議会基本条例（案）のパブリックコメントを実施する一方、条例化の作業を行った。
- ・ 7月13日には、伊勢市議会議員政治倫理条例（案）及び同施行規則（案）について協議した。
- ・ 8月2日には、伊勢市議会議員政治倫理条例（案）及び同施行規則（案）について協議するとともに、9月の決算審査の方法及び伊勢市議会基本条例（案）のパブリックコメント対応の様式について確認した。
- ・ 8月10日には、議会基本条例（案）に対するパブリックコメントの意見28件中14件の対応について協議し、条例（案）に修正を加える必要が生じた意見が3件あった。
- ・ 伊勢市議会議員政治倫理条例（案）及び同施行規則（案）については、それぞれ、原案どおり確定した。
- ・ 8月23日には、議会基本条例（案）に対するパブリックコメント意見28件中残りの14件の対応について協議し、全ての項目で聞き置く程度の回答となった。
- ・ パブリックコメントの結果を踏まえ、伊勢市議会基本条例（案）について修正を加え、「伊勢市議会基本条例（案）」として最終確認をした。
- ・ 柵ぎょうせいからの指摘を踏まえ、一部軽微な修正を行った。
- ・ 今後については、「事務局体制の強化・充実」、「予算・決算審査のあり方」、「政策立案」、「議長任期」、「管外行政視察の抜本的な見直し」、「（仮称）伊勢市議会議決すべき事件に関する条例」について、引き続き検討していく必要がある。

#### (2) 決算審査について

- ・ 予算・決算審査で「分科会方式」を採用した理由については、2班体制による審査の方法が一通りの区切りがついたことを受け、全議員が決算特別委員会での審査に参加できるよう、議長、現・旧の監査委員を除く25人の議員が委員となり、常任委員会を単位とした分科会を設け、より

- 専門的で、効果的に審査する分科会方式を採用したことを確認したい。
- ・平成28年11月11日には、分科会方式による決算審査についての検証を行った際の意見は、「委員の数が従来の13名から9名程度となり、いろいろな観点からの質問が減ったため、従来の方式に戻してはどうか」、「従来のやり方、常任委員会ではない方が違う角度から質問を行っていたため、そういう視点もあった方が良い」、「分科会方式を採用し、それぞれの常任委員会単位で審査を行うことで、従来のやり方より専門的で細かく審査することができ成功した」といった意見があった。
  - ・この様な状況も踏まえ、協議した結果、1回のみで分科会方式を打ち切らず、平成29年9月の「決算審査」については、前年同様に伊勢市議会決算特別委員会運営要綱に基づき、分科会方式での決算審査を提案することを決定した。

### (3) 伊勢市議会基本条例（案）及びパブリックコメントの実施について

(資料2-1「伊勢市議会基本条例(案)におけるパブリックコメントの意見内容結果概要について」により説明)

- ・19か所に条例(案)を備え置き、7月14日から8月14日の1か月間、意見募集を行った結果、2人から28件の意見があった。
- ・1-①「見出し」に対する意見については、条例の章立てに対するものであり、伊勢市公文例規程等から判断して章立てとし、条例の冒頭に「目次」を付けることとした。
- ・1-⑥第16条の「委員会」に対する意見については、委員会とは、地方自治法109条に規定のとおり常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を指すものであるが、現状の条文からは、その辺りの区分が不明確となっているため、第1項の議案等の審査を行う委員会を常任委員会及び特別委員会と明確にし、第2項の継続調査事項を定める委員会を常任委員会に改めることとした。
- ・1-⑦第22条「議会事務局」に対する意見については、職員の適正配置とか、職員の専門的能力の向上といった職員に関しては、議長の任務になると思うが、事務局機能の充実・強化となれば、議会全体の問題であると、考えられることから、議長を議会に修正することとした。

- ・ 条例(案)に対し、修正を必要とする部分は、3か所であるが、その他の意見に対しては、資料の「市議会の考え」の欄に記載のとおり、将来的な検討課題であるとか、聞き置く程度の回答となっている。

(資料2-2「伊勢市議会基本条例(案)」により説明)

- ・ 前文の前に「目次」として、「前文」、「第1章から第11章」及び「附則」を置いた。
- ・ 前文の見出しである「(前文)」は、削除した。
- ・ 第1条の前に「第1章 総則」、第2条の前に「第2章 議会及び議員の活動原則」、第8条の前に「第3章 市民と議会の関係」、第10条の前に「第4章 議員の定数及び報酬」、第12条の前に「第5章 議会と市長等との関係」、第13条の前に「第6章 議会の運営」を加えた。
- ・ 第16条「委員会」の規定では、委員会を明確にするため、第1項の「委員会」を「常任委員会及び特別委員会」に、第2項の「委員会」を「常任委員会」に修正した。
- ・ 第17条の前に「第7章 政務活動」、第18条の前に「第8章 議会の体制整備」、第21条の前に「第9章 議員の倫理」とそれぞれの「章」を加えた。
- ・ 第22条の前に「第10章 議会事務局等の充実」を加え、同条の「議会事務局」の規定中、議会事務局の機能の充実・強化を図ることについて、「議長」から「議会」の任務に改めた。
- ・ 第24条の前に「第11章 補則」を加えた。
- ・ この条例は、「平成29年10月1日」から、施行することとしている。

#### **(4) 伊勢市議会議員政治倫理条例(案)及び伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)について**

(資料3-1「伊勢市議会議員政治倫理条例(案)」により説明)

- ・ 基本的には、骨子案の「です・ます体」を「である体」に変更したもの。
- ・ 「第4条 審査の請求」の第2項については、骨子では「審査請求を受けた議長は、10日以内に、政治倫理審査会に審査を付託する」こととしていたが、「施行規則(案)」を検討する中で、審査請求を受けてから、審査を付託するまでの間、審査請求の記載事項や添付資料の確認、審査請求をする者の資格等の審査に相当の時間を必要とすることから、時間的制約を削除した。
- ・ 「第5条 審査会の設置等」については、「骨子」では、「議長が委嘱する

委員5人以内で組織し、必要に応じ議員を委員として委嘱できる」とし、第三者的な機関、議会の附属機関としての位置付けをしていたが、地方自治法では、執行機関には附属機関の設置規定はあるものの、議会においては、その規定がなく、議会に外部の有識者でもって構成する第三者機関を設置することは、地方自治法は想定していないとの解釈がなされていることを確認した。

このことは、三重県及び参考としてきた県内6市では、審査会は議員のみで構成されており、特段の問題もないように判断をした。

一方、県外の参考とした団体では、議会に第三者機関を設置している団体もあれば、市長の附属機関として、政治倫理審査会を置いている団体も見受けられたため、①議員のみで構成する政治倫理審査会とする、②執行機関、市長側に政治倫理審査会を設置願ひ、審査請求があれば、その資料を市長に送付し、市長から審査の付託をして頂く、③地方自治法第100条の2に規定する専門的知見の活用により、複数の学識経験者等に調査を依頼する、以上3通りの方法で協議の結果、「議員9人以内で構成する政治倫理審査会に再編する」こととした。

骨子に掲げた「審査会の方向性」を尊重し、新たに第6条で専門的知見の活用を規定して第三者的立場での調査の視点を残した。

「第7条 調査の協力義務」及び「第8条 審査結果の報告」では、政治倫理審査会の構成を改めたことにより、条文中の字句等の修正を行った。

- ・この条例は、平成29年10月1日から施行することとしている。  
(資料3-2「伊勢市議会議員政治倫理条例施行規則(案)」により説明)
- ・条例の施行の際には、手続き的な事項を定める施行規則が必要となる。
- ・第1条に、この規定の「趣旨」を置き、「第2条」には、条例第3条第5号に規定する市税等の詳細について8種類の税目等を掲げた。
- ・条例第3条第4号に規定する「市からの補助金等を受ける団体又はその役員」の詳細については、多くの時間をかけて検討したが、結論を見出すことができず、平成18年6月21日の各派代表者会議での申し合わせ事項を抛り所に、まずは条例を施行させたいとするもの。
- ・第3条では、審査の請求の手続を規定し、審査の請求に当たっては、様式第1号の審査請求書に、政治倫理基準の違反を疑うに足る事実を証明する資料のほか、市民の請求にあつては、第2号様式の審査請求署名簿を添えて、議長に提出することとしている。

なお、審査請求書には、その審査請求代表者が署名、押印することとし、審査請求署名簿及び議員の連署における署名にあっても、署名、押印を願うものである。

- ・第4条は、審査請求書等の受理等であり、議長は、審査請求があったときは、記載事項、添付資料及び審査請求者の資格等を審査の後、受理の決定を行うこととし、議長は、審査請求に不備があると認めるときは、補正を求め、その補正に従わない場合には、審査請求を受理しないことができることとしている。
- ・第5条は、審査会の組織の規定であり、審査会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定めることとし、委員の任期は、審査会を設置した日から審査結果を議長に報告した日までとしている。
- ・第6条は、審査会の会議であり、会長が会議を招集し、その議長となることとしている。

ただし、附則に規定しているが、最初にかかれる審査会の招集は、議長が行うこととしている。

会議の開催には、委員の3分の2以上の出席を要し、その議事は、出席委員の4分の3以上の賛成で決することとしている。

会長についても、委員としてその表決に加わることができることとしている。

- ・第7条は、審議会の公開及び傍聴であり、審議会の会議は、原則公開とし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができることとしている。

審議会の傍聴については、伊勢市議会傍聴規則の例によることとしている。

- ・第8条は、意見の開陳であり、審査請求の対象となった議員には、意見陳述の機会を与えなければならないこととしている。
- ・第9条は、審査結果の報告であり、様式第3号審査結果報告書によることとしている。
- ・第10条は、公表の方法であり、市議会のホームページの掲載等により行うこととしている。
- ・第11条は、補則であり、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定めることとしている。
- ・この規則の施行日は、条例と同じく、平成29年10月1日としている。

## 2 広聴検討分科会からの報告

### (1) これまでの協議の経過について（報告）

- ・これまでの協議の経過については、前回6月に中間報告を行ったが、その後の経過について報告する。
- ・広聴検討分科会の具体的な調査・検討項目の一つである「議会報告会・意見交換会」については、協議を行いながら、皇學館大学の学生に市議会への関心を持って貰うきっかけとなるよう、働きかけを行ったところ、3名の学生に議会の会議傍聴に来て貰い、先日8月21日には2回目の意見交換会を実施し、学生側から41名の参加をいただいた。

この2回目の意見交換会は、大学側主体であったことから市議会と学生の距離を近づけるため、イベント的に行われたが、学生から意見・感想を聞き取り、市政へ反映できるような意見交換になるよう内容の充実を図りたい。

- ・8月25日には、伊勢市総連合自治会役員20名との意見交換会を開催し、5つのグループに分かれて「防災関係、観光施策、空き家対策、人口減少（少子化）、高齢化社会、地域産業」などのテーマで意見交換を行い、地域課題の共有を図った。
- ・以上の2つの広聴活動においては、全議員へ周知し、皇學館では23名、総連合自治会では24名の議員が参加した。
- ・今後については、議会活動として取り組む広聴機能のあり方、仕組みづくりの検討が必要である。

## 3 広報検討分科会からの報告

### (1) これまでの協議の経過について（報告）

（資料4-1及び4-2を参照）

- ・これまでの協議の経過については、前回6月に中間報告を行ったが、その後の経過について報告する。
- ・広報検討分科会の具体的な調査・検討項目は、「市議会だより」、「ホームページ」、「議会のライブ中継」、「議会のICT化」、「その他広報に関すること」であり、「市議会だより」については、紙面の見直しを図り、より市民に親しまれる議会だよりとなるよう、協議を重ねて、編集・校正作業を行い、先週9月1日号を発行したところである。



協議の中で、改選後の12月定例会号から、議案質疑及び一般質問の記事に各議員の顔写真の掲載を実施していく方向で、合意がなされたことを報告する。

- ・「議会のライブ中継」については、庁舎改修に伴う議場及び委員会室の改修に合わせ、インターネット配信への環境整備を図ることを確認した。
- ・「議会のICT化」については、タブレット運用の調査を始めたが、当局側との調整を要することから、時期尚早としている。

しかしながら、録画放送の動画配信の実施については、庁舎改修の時期に合わせるのではなく、改選までに実施できるよう優先的に検討しているところである。

- ・今後については、「市議会だより」、「ホームページ」、「議会のライブ中継」、「議会のICT化」、「その他広報に関すること」について引き続き検討していく必要がある。

上記署名する。

平成29年 月 日

部 会 長